

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成30年4月24日（火）

担当課：市民経済部産業活性課・総務部収納課・資産税課

件 名：大和山市税条例の一部改正について

提出理由：生産性向上特別措置法の制定及び地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・国は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新を踏まえ、産業の国際競争力の維持及び強化を図ることを目的とする生産性向上特別措置法（以下「特別措置法」という。）の制定に向けた準備を進めているところであり、この中で、中小企業の生産性革命実現に向けて、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援することを目指している。
- ・特別措置法では、国が先端設備の導入促進の指針を示すことのほか、中小企業の支援にあたり、市町村が、導入促進基本計画を策定すること、中小企業が先端設備等導入計画を策定することなどが示される予定である。
- ・平成30年3月に地方税法の一部が改正され、特別措置法に定める設備を導入した場合、固定資産税の課税標準の特例が適用されることとなった。

2. 固定資産税の課税標準の特例について

- ・以下の要件を満たす場合、償却資産に係る固定資産税の課税標準を、3年間、ゼロ～1/2の範囲で市町村の条例で定める割合（以下「特例率」という。）に軽減。

(1) 対象地域

導入促進基本計画について国の同意を受けた市町村

(2) 対象者

中小企業者のうち、先端設備等導入計画を策定し、市町村の認定を受けた者

(3) 対象設備

従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器等で、特別措置法の施行日から平成33年3月31日までの間に取得したもの。

※固定資産税の減収分は地方交付税で措置される。

3. 本市の特例率について

- ・本市は、平成30年4月に、「企業活動振興条例」を制定し、企業活動が地域経済活性化の観点から重要な役割を果たすことに鑑み、企業の振興を支援しているところである。
- ・今回の特別措置法制定及び地方税法の一部改正によって、中小企業の設備投資が促進され、生産性の向上や経営基盤の強化が図られると、地域経済の発展につながることを期待できる。
- ・また、中小企業が活用できる国の補助金においては、市町村が条例に特例率をゼロと定めることが、優先採択の要件となっている。
- ・こうしたことから、地方税法に定められた範囲内で、固定資産税の軽減額が最大となるゼロを、本市の特例率として条例に定める。

4. 県内の対応状況について

- ・県内の19市では、全ての市で特例措置の実施を予定しており、特例率についても全ての市がゼロとする予定である。

5. その他

- ・現在、特別措置法は、国会審議中であることから、条例改正に係る議案の提出は、法案の審議状況を踏まえて行うものとする。

※このほか、地方税法の改正に伴う所要の事項についても、併せて条例改正を行う。

- ①土壌汚染対策法の特定有害物質排出を抑制する施設に係る課税標準額特例措置が廃止されたことを受け、特例割合の規定を削除。
- ②地方税法の改正に伴って発生した条例中に引用している地方税法の条項ずれの修正。

経 過

H29.12 平成30年度税制改正大綱の閣議決定
H30. 3 地方税法等の一部を改正する法律の公布
H30. 4 企業活動振興条例の施行

今後の予定

H30. 5 生産性向上特別措置法の施行（予定）
H30. 6 議案提出
条例施行（公布日）
H30. 7 導入促進基本計画の策定